

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

本会職員が、仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス＝をもって、その能力を十分発揮し、仕事と生活に対し前向きに取り組むことができる職場環境づくり実現に向け、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

2 内容

目標 1 令和3年度末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均3日以上増やす

【対策】

- ・令和3年4月～ 年次有給休暇取得状況把握を継続する取得率の低い職員について、所属長を通じ取得を促す
- ・令和3年7月～ 安全衛生委員会において、前年度における年次有給休暇取得状況を評価し、対策を検討する

目標 2 所定外労働時間削減のための措置

【対策】

- ・令和3年4月～ 所定外労働状況の調査及び分析をする（毎月）
- ・業務の優先順位付けや業務分担の見直し等により、互いに助け合う職場環境を整えます

目標 3 産業医を活用した健康相談と生活習慣の改善

【対策】

- ・令和3年9月～ 全職員の健康診断結果のチェック、有所見者への精密検査受診の勧奨等を実施する生活習慣改善を促進するための情報提供を行う。また、産業医による健康相談を実施

目標 4 職員が継続して働きやすい職場環境の構築

【対策】

- ・令和3年10月～ 自己申告実施によるヒアリング及び希望者との面談実施

目標 5 男性職員の子育てに係る休暇の取得推進

【対策】

- ・令和3年4月～ 育児休暇、介護休暇・看護休暇等の制度の周知